

国民健康保険についてのお知らせ



加入・離脱の届け出を忘れずに

退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険（国保）の加入や離脱には届け出が必要です。

届出が必要なとき		手続きに必要な物	
加入	他の市区町村から吉岡町へ転入してきた	印鑑	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード 来庁者の本人確認書類（運転免許証など）
	子どもが生まれた		
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	印鑑、社会保険離脱証明書	
	生活保護を受けなくなった	印鑑、保護廃止決定通知書	
離脱	外国人住民で住民票が作成された（在留期間が3カ月を超えるなど）	印鑑、特別永住者証明書または在留カード（外国人登録証明書）、パスポート	
	他の市区町村に転出する	印鑑、保険証	
	死亡した		
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（認定日が記入されたもの）	
その他	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証、保護開始決定通知書	
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証	
	修学のため他の市区町村に転出し、町の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書か学生証の写し	

●届け出が遅れると

加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。離脱の届け出が遅れると、本来納める必要の無い国保税が課税され続けてしまう場合がありますので、忘れずに届け出をしてください。

国保の手続きにはマイナンバーが必要です

国保の加入・離脱をはじめ、各種手続きでは、世帯主および対象者（異動する人や医療を受けた人など）全員のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。

- 国民健康保険の加入・離脱の届け出
- 保険証の再交付申請
- 限度額認定証の交付申請
- 高額療養費の支給申請
- 療養費の支給申請
- など

▶ 問い合わせ先 健康福祉課 保険室 ☎ 26-2249(直通)

国保加入者の入院時の食事代が変わります

所得区分	標準負担額	
	平成30年3月まで	平成30年4月から
①一般(②・③以外)	360円	460円
②住民税非課税世帯 (同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の人)	90日までの入院	210円
	過去12カ月間で91日以上入院	160円
③住民税非課税世帯で、収入から必要経費・控除を差し引くと所得が0となる世帯に属する70歳以上の人	100円	変更なし

入院時の食事代は、標準負担額までは自己負担で、残りの費用は国保が負担しています。4月から、一般世帯の一食あたりの標準負担額が引き上げられます。

また、65歳以上の人が療養病床に入院したときの居住費で、入院医療の必要性が高い人などは、平成30年4月から一食あたり**370円**（3月以前200円）を負担することになります。
※療養病床とは、病状が安定している慢性期の患者の長期療養を目的として医療措置やリハビリなどのサービスを受ける病床です。

▶ 問い合わせ先
健康福祉課 保険室 ☎ 26-2249(直通)

平成30年度からごみの出し方が変わります

ペットボトルのラベルはがしにご協力ください



ごみとして出される使用済みのペットボトルは、衣類やプラスチック製品の材料などにリサイクルされています。

その際、キャップ・ラベルなどを取り除く必要があります。

近年は、ペットボトルの軽量化が進んだためリサイクル工場での分離が難しくなり、家庭での分別が大変重要です。

家庭から収集されたペットボトルは、洪川広域圏リサイクルセンターで圧縮梱包し、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ受け渡しています。その際のガイドラインが変更になり、4月からはラベルが残っていると品質が悪いと判定

され、引き取り価格が下がります。

※平成30年2月現在の引き取り評価はA評価(非常に良い)を獲得しています。

このようなことから、ペットボトルをリサイクルごみとして出す場合はラベルはがしにご協力ください。「ゴミの分別と出し方」(広報4月号に折込み)や町ホームページも併せてご覧ください。

リサイクル推進のため、ご協力をよろしく願います。

▼問い合わせ先

町民生活課生活環境室
☎26・2243(直通)

周辺住民への迷惑や環境汚染につながります

野焼きは禁止



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「群馬県のごみ処理基本条例」により、構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合を除いて、**廃棄物の焼却は原則**

禁止されています。

野外での廃棄物の焼却は、①～③に限って例外的に認められています。ただし、周辺生活環境に支障が生じないよう、**最大限配慮**

して行わなければなりません。

- ① どんど焼きなどの風俗習慣または宗教上の行事に伴うもの
- ② キャンプファイヤーなどの学校教育や社会教育活動に伴うもの
- ③ 災害の応急対策、農作物等病害虫防除、一過性の軽微な

平成30年度から変わります

後期高齢者医療保険料の保険料率・軽減措置の条件

平成30・31年度の後期高齢者医療保険料の保険料率は次のとおりです。

均等割額 43,600円
所得割額 8.60%
賦課限度額 62万円(改正)

また、軽減措置は表のように変更になります。

▼問い合わせ先
健康福祉課 保険室
☎26・2249(直通)

平成29年度の保険料の軽減措置は

軽減内容	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します。)
均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ 27万円 」×同一世帯の被保険者数以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ 49万円 」×同一世帯の被保険者数以下の世帯
所得割額2割軽減	「被保険者本人の総所得金額等の合計額-基礎控除額33万円」が、58万円以下のとき
被扶養者軽減 (所得割額は賦課せず 均等割額7割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であった人

でしたが、

平成30年度から

均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ 27万5千円 」×同一世帯の被保険者数以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ 50万円 」×同一世帯の被保険者数以下の世帯
被扶養者軽減(※) (所得割額は賦課せず 均等割額5割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であった人

に変更されます。

※被扶養者軽減に該当する人で、均等割額の軽減にも該当する場合は、軽減割合が大きい方の軽減が適用されます。
※均等割額9割軽減と均等割額8.5割軽減に変更はありません。

今月の納税

固定資産税……………1期

納期限 5月1日(火)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

▼対象
健康で全行程を自力で歩ける人
※小学生以下は保護者が同伴してください。

▼参加料(当日徴収)
100円

▼定員
先着50人

道の駅よしおか温泉
佐渡街道道しるべ・忠霊塔
漆原神社(巫女の舞)
水よけ観音
道の駅よしおか温泉

▼期日 4月15日(日)
▼コース・内容(約4.4km)
今回は、約4.4kmのコースを説明つきで巡ります。道の駅よしおか温泉では漆原しだれ桜まつり(午前9時～午後4時ごろ)が同日開催されます。ウォーキング後はお祭りを楽しみましょう！

参加者募集(予約不要です)
第9回よしおか再発見ウォーク



▼集合場所
道の駅よしおか温泉
リバートピア吉岡前

▼受付時間
午前9時～10時

※参加を希望する人は、受付時間に直接集合場所へお越しください。なお、受け付けで住所・氏名・生年月日、電話番号を記載してください。

▼参加賞(予定)
リバートピア吉岡1日入館券

▼問い合わせ先
産業建設課 産業振興室
☎26・2280(直通)

第5回前橋・渋川シティマラソンに伴う交通規制

マラソンの実施に伴い、町の一部区間で交通規制が行われます。ご協力をお願いします。

実施日 4月22日(日)

規制区間・予定時刻

7:45～9:00ごろ

県道南新井前橋線 上毛大橋東詰～大松(片側一車線西進)

8:00～9:15ごろ

主要地方道前橋伊香保線 大松～日新電機南西(片側一車線南進)

※その他の区間および詳細はホームページ(<http://maeshibu.jp>)をご覧ください。



問い合わせ先 前橋・渋川シティマラソン実行委員会事務局 ☎027-289-4764

当日はよしおか温泉リバートピア吉岡・物産館かざぐるまの営業時間を変更します

営業時間 リバートピア吉岡 12:00～21:00 物産館かざぐるま 11:00～18:00

問い合わせ先 リバートピア吉岡 ☎55-4126 物産館かざぐるま ☎25-7534



7,000円から
引き下げに
なりました!

1カ月あたりの定期券が5,000円以上の人へ
高校生等公共交通通学支援補助金

公共交通の利用促進と高校生などの保護者の経済的負担軽減を図るため、同一名義の定期券購入費を補助します。

1カ月あたりの定期券が
5,000円以上の場合
1カ月あたり**1,000円**
10,000円以上の場合
1カ月あたり**2,000円**
補助します

▼対象者

町に住民登録があり、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒などの保護者。ただし、町税の滞納がない人に限ります。

▼申請方法

定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内の間に、①～④の書類を政策室へ提出してください。

①吉岡町高校生等公共交通通学支援補助金交付申請書

※認め印が必要です。

※申請書は政策室で受け取る



各バス会社営業所などでお買い求めください
お得なバスカードのご案内

群馬県のバスをより便利にするため、各バス会社で共通に使えるプリペイド式のバスカードを販売しています。

65歳以上の人は、さらにお得な価格で購入できます。

お出かけの際は、マイカードだけでなくバスの利用もご検討ください。

▼バスカードを利用できるバス会社

(株)群馬バス・関越交通(株)・日本中央バス(株)など(前橋・高崎および隣接地域の各路線)

▼販売場所

各バス会社営業所・委託販売店など(一般カードは車内でも購入できます)

▼利用方法

乗車時 乗車口のカードリーダーにカードを通します(整理券は不要です)。

▼降車時

運賃箱のカードリーダーにカードを通します(自動的に乗車区間の大人1人分が引き落とされます。複数人での利用、割引運賃適用者、子どもはカードを通す前に乗務員に申し出てください)。



▼敬老カードの注意点

一般カードは誰でも購入できますが、敬老カードは町に住民登録がある65歳以上の人を対象です。なお、敬老カードを購入する時は、本人確認書類(運転免許証・保険証など)を上記の販売場所に持参してください。

●販売価格および利用可能額

券種	一般カード		敬老カード(65歳以上)	
	販売価格	利用可能額	販売価格	利用可能額
1,000円券	1,000円	1,100円		
2,000円券			1,500円	2,200円
3,000円券	3,000円	3,550円	2,250円	3,400円
5,000円券	5,000円	6,050円	3,750円	5,800円

▼問い合わせ先

(株)群馬バス
027・371・8588
関越交通(株)
022・2020

日本中央バス(株)
027・287・4422



お出かけ機会を支援します

相乗り推奨タクシー運賃等助成事業(あいタク)を本格実施

町では、高齢者や運転免許証を持たない人がタクシーを利用する際に支払う運賃などの一部を助成することにより、公共交通手段の一つであるタクシーが交通弱者対策に活用できるか実証実験を行ってきました。

当該結果により、タクシーの活用が町の公共交通空白地域・不便地域の解消と町民のスムーズな移動の確保に一定の効果が見られたことから、相乗り推奨タクシー運賃等助成事業を本格実施します。地域の公共交通は、利用してもらおうことで「守り・育てる」ことができます。ぜひ、あいタクをご利用ください。

あいタクのイメージ

タクシー運賃は1,720円になります

1人で乗れば タクシー運賃は1,720円のままですが…

3人で相乗り 1人あたり約600円で乗ることができて…

3人それぞれが本人名義の利用助成券を使用した場合
1人あたり約100円の負担でタクシーを利用することができます。

この事業では、上記イメージのような共同利用(相乗り)を推奨しており、これにより一層お得にタクシーを利用することが可能になります。

▼申請・問い合わせ先
総務政策課 政策室
☎26・2241(直通)

タクシー以外での通院が困難な人へ

福祉タクシー券の交付

町では、在宅高齢者や障害がある人で、タクシー以外で医療機関に通院することが困難な人に、基本料金分のタクシー利用券を交付しています。交付を希望する人は申請してください。

▼対象者

●満70歳以上の高齢者のみの世帯員(同一敷地に親族がない者)

●身体障害者手帳1・2級、療育手帳程度A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

※いずれも町に1年以上住民登録がある在宅の人に限りま
す。自動車税や軽自動車税の減免を受けている者が世帯にいる人、生活保護者は対象外です。

▼福祉タクシー券交付枚数
1世帯あたり年間48枚(月4枚)

▼申請方法

高齢福祉室へ障害者手帳、印鑑を持参してください。申請書は高齢福祉室の窓口で受け取るか、町ホームページでダウンロードしてください。
審査のうえ、交付します。

※本人や家族以外が申請する場合は、委任状が必要です。

▼申請・問い合わせ先
健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

平成30年度の

固定資産税納税通知書を発送します

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が、町に納める税金です。

固定資産の所有者に納税通知書を発送します。

▼問い合わせ先

財務課 税務室 ☎26・2237(直通)

第6回 吉岡町美術作家作品展

町在住の美術家たちが、作品展を開催します。秀作、力作をぜひご覧ください。

- ◆期日 4月28日㊥午後1時～5月6日㊥午後4時
- ◆時間 文化センター開館時間内(午前9時～午後5時)
- ◆場所 文化センター2階展示ギャラリーおよび研修室

問い合わせ先 文化センター ☎54-1161(直通)



住宅リフォームは町内の事業所で

吉岡町住宅リフォーム促進事業補助金

この補助制度は、町民の生活環境の向上を図るとともに、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するものです。

▼補助額

補助対象工事金額(税込み)の10%(千円未満は切り捨て)

▼補助額上限 10万円

▼住宅リフォーム工事の要件

- ①申請者が所有し、居住している住宅のリフォーム工事
- ②町内に住所を有する事業所が行う工事
- ③補助金の交付決定を受けてから行う工事
- ④ほかの補助事業を重複して受けていない工事
- ⑤工事完了後、実績報告書を平成31年2月28日までに提出できる工事
- ⑥補助対象工事金額(税込み)が20万円以上の工事



▼申請者に対する要件

①リフォームする住宅に住民登録(住民票)があり居住している人

②町税を滞納していない人

③過去に吉岡町住宅リフォーム促進事業補助金を受けていない人

▼提出書類

□吉岡町住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書

※申請書は町ホームページからダウンロードしてください。

□リフォーム工事前の住宅の状況を明らかにする写真

□リフォーム工事内容を明らかにする図面の写し

□リフォーム工事見積書の写し

□申請者の町税の完納証明書

□対象住宅の固定資産税納税通知書および土地・家屋の課税資産の明細の写し(または固定資産税評価証明書)

▼提出・問い合わせ先

産業建設課 産業振興室
☎26・2280(直通)

愛犬を守るために

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の予防注射は、1年に1回受けることが法律で義務付けられています。また、新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要です。町では左の表のとおり各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。なお、登録済みで注射を済ませていない人には、狂犬病予防注射のお知らせが送付されますので持参してください。登録済みの犬に死亡・住所

異動があった場合は届け出が必要ですが、

▼届け出問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎26・2243(直通)

注射代金

注射のみ 3,400円

注射2,850円、
注射済票手数料550円

新規 6,400円

注射のみの料金に加えて
登録手数料3,000円



都合の良い会場へお越しください。
注射会場では、常に飼い主が犬をおさえられるようにしてください。

期日	場所	住所	時間
4月21日㊥	小倉集会所	小倉282-6	9:00～ 9:40
	小井堤町コミュニティセンター	上野田1213	9:50～10:10
	上野田集落センター	上野田534-1	10:20～10:40
	吉岡町役場北駐車場	下野田560	10:50～11:30
	木戸集落センター	南下721	11:40～12:00
	下八幡神社	南下847-3	13:10～13:30
	陣場公会堂	陣場112-1	13:40～14:00
4月22日㊥	吉岡町児童館	大久保3633	9:00～ 9:30
	大久保集落センター	大久保1310-1	9:45～10:10
	三津屋田端公会堂	大久保2162-1	10:20～10:40
	駒寄住民センター	大久保2338-5	10:50～11:10
5月12日㊥	漆原文化センター	漆原816	11:20～11:50
	小倉集会所	小倉282-6	9:00～ 9:20
	吉岡町役場北駐車場	下野田560	9:30～10:10
	木戸集落センター	南下721	10:20～10:35
	大久保集落センター	大久保1310-1	10:50～11:05
	駒寄住民センター	大久保2338-5	11:15～11:30
漆原文化センター	漆原816	11:40～11:50	

種類	納期限日	
町県民税(税務室)	1期	7月2日㊦
	2期	8月31日㊦
	3期	10月1日㊦
	4期	11月30日㊦
固定資産税(税務室)	1期	5月1日㊦
	2期	7月31日㊦
	3期	10月31日㊦
	4期	12月25日㊦
軽自動車税(税務室)	全期	5月31日㊦
国民健康保険税(税務室) 介護保険料(高齢福祉室) 後期高齢者医療保険料(保険室)	1期	7月31日㊦
	2期	8月31日㊦
	3期	10月1日㊦
	4期	10月31日㊦
	5期	11月30日㊦
	6期	国保税は12月25日㊦、介護保険料・後期高齢者医療保険料は平成31年1月4日㊦
	7期	平成31年1月31日㊦
	8期	平成31年2月28日㊦
	9期	平成31年4月1日㊦
下水道受益者負担金(上下水道課)	1期	7月2日㊦
	2期	10月1日㊦
	3期	12月25日㊦
	4期	平成31年2月28日㊦
保育料(子ども福祉室) 学校給食費(給食センター) 上下水道使用料(上下水道課)	毎月末(土・日曜日の場合は翌月の開庁日) ※ただし、給食費は8月は徴収なし	

平成30年度の 町税・料金の納期限

平成30年度の町税や料金の納期限日は、左の表のとおりです。役場の会計課窓口や各金融機関、コンビニエンスストアで納付をお願いします。

また、納め忘れがなく便利な口座振替もぜひご利用ください。口座振替は、振替希望金融機関の窓口でお申し込みください。

●口座振替が可能な金融機関

- ・群馬銀行
- ・東和銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・利根郡信用金庫
- ・北群馬信用金庫
- ・しののめ信用金庫
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・中央労働金庫
- ・北群茨川農業協同組合

内容については、各税目・料金の担当課へお問い合わせください。

「読書通帳」をつくってみよう!

読書通帳とは、読んだ本の名前と金額を書き貯めていくものです。図書館で借りた本を自分で買ったとしたらいくらになるのか、図書館の上手な利用の仕方を知ることができます。5月1日㊦からカウンターで配布します。(先着100人)読書の楽しみを味わい、ますます本を好きになってもらえるよう願っています。

ぬいぐるみのお泊り会

お気に入りのぬいぐるみと一緒にわらべの会によるお話を聞いて、ぬいぐるみたちは図書館にお泊りします。お迎えの時には、ぬいぐるみがお泊り中に選んだ本を貸し出します。

また、図書館での様子を撮影したスナップ写真をお渡しします。

- チェックイン(ぬいぐるみと一緒に来る時間)**
4月21日㊦ 午前10時50分
- 持ち物** お気に入りのぬいぐるみ(サイズ50cmくらいまで)
※1人でお泊りできるぬいぐるみに限りです
- チェックアウト(ぬいぐるみをお迎えに来る時間)**
5月5日㊦ 午前10時～
- 申し込み方法**
4月14日㊦午前9時～カウンターで申し込みをしてください。※電話不可
- 定員** 20人(先着順)



図書館

(文化センター内) ☎54-6767

吉岡町図書館

Q 検索

休館日

4/2月・9月・
16月・23月・26月・
5/7月～5/9月

わらべの会の 読み聞かせ

毎週土曜日 午前11時～
パネルシアター
11日㊦・25日㊦ 午前10時～

新着紹介



雪子さんの足音
木村紅美/講談社



アウシュヴィッツの歯科医
ベンジャミン・ジュエコス/紀伊国屋書店

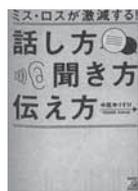
児童向け(図書)



よりみち3人 修学旅行
市川朔久子/講談社



もうちょつともうちょつと
きむらゆういち/福音館書店



ミス・ロスが激減する!
話し方・聞き方・伝え方
中尾ゆうすけ/明日香出版社



まいにちつかうもの
石川ゆみ/筑摩書房



あんみんガッパの
バジャマやさん
柏葉幸子/小学館



わたしはしげんできるの
ディック・ブルーナ/福音館書店

CD・DVD



湯を沸かすほどの熱い愛



COLLABORATION BEST 21
(倉木麻衣×名探偵コナン)